

船橋市 住生活基本計画

住生活基本計画とは

住生活基本計画とは、市民が安心して住み続けられる地域社会の実現のために、本市の住宅施策を長期的、総合的な視点から整理・体系化し、今後の住宅政策を展開する際の方向性を示した計画です。



住宅政策の目標と施策展開

これまでの基本理念を継承しつつ、新たに「安全に安心して」というキーワードを加え、「人にやさしく安全に安心して住み続けられるまち」の実現を基本理念として、住宅施策を展開することとします。

基本理念 「人にやさしく安全に安心して住み続けられるまち」の実現

基本目標

(1) 多様なニーズに応じた住まいづくりの推進

多様なライフスタイルやライフステージに応じて適切な住まいを選択でき、ハード・ソフトの両面から、安心して暮らし続けることができる住まい・住環境づくりを目指します。

■ 主な施策メニュー

1-1 子育て世帯の居住環境整備

1-2 高齢者等の住まいに係る取り組み

■市営住宅の優先入居の実施（ひとり親世帯他）

■親・子世帯近居同居の支援 **新規**

■地域包括ケアシステムの推進

■高齢者福祉施設整備費補助

■高齢者住宅改造資金の助成

■高齢者の住み替え支援 **新規**

対応する課題

- ・ 子育てに対応した住まいづくり
- ・ 高齢化社会に対応した住まいづくり

基本目標

(2) 住宅ストックの適正な管理と質の向上

住宅のバリアフリー化やマンションの維持管理、空き家の適正管理・有効活用の促進、環境への配慮などの総合的な取り組みにより、長期にわたって住み続けられる良質な住宅ストックの形成を目指します。

■ 主な施策メニュー

2-1 住宅ストックの質の向上

2-2 分譲マンションの適切な管理

2-3 空き家の管理と空き家防止対策

■長期優良住宅の普及の促進・認定

■バリアフリー化等助成制度 **新規**

■分譲マンション共用部分バリアフリー化助成制度 **新規**

■太陽光発電システム・省エネルギー設備設置費の助成

■住宅耐震改修助成事業

■木造住宅・マンションの耐震診断費用の助成

■住まいづくり相談の実施

■マンション管理士等派遣事業

■マンションセミナーや相談会の開催

■マンション管理組合交流会の開催 **新規**

■マンション管理条例の制定の検討 **新規**

■空き家の適正管理に関する対策事業

■「マイホーム借上げ制度」の普及の促進

■空き家の有効活用方策の検討 **新規**

対応する課題

- ・ 住宅ストック量の適正な管理と質の向上
- ・ 分譲マンションの適切な管理
- ・ 安全・安心で快適な居住環境の整備
- ・ 環境への取り組み

計画の位置づけ

住生活基本法で策定が定められている「住生活基本計画（全国計画）」「千葉県住生活基本計画」を踏まえて、本市の地域特性などに配慮した「船橋市住生活基本計画」を策定します。

計画期間

本計画の期間は、計画開始年度を平成 28 年度とし、平成 32 年度までの 5 年間とします。

基本 目標

(3) 住宅セーフティネットの構築

市営住宅を適正に活用することはもちろん、関係機関や民間賃貸住宅等との役割分担により、住まいと入居・生活支援に係るサービス等が一体的に提供され、住宅確保要配慮者が安心して暮らすことができる居住環境を目指します。

■ 主な施策メニュー

3-1 住宅確保要配慮者への対応

- 市営住宅供給計画に基づく供給
- 居住支援協議会の設立 **新規**
- 被災者住宅提供支援事業 **新規**
- 船橋市地域見守りネットワーク「地域見守りネットふなばし」

対応する課題

- ・ 住宅セーフティネットの確保

基本 目標

(4) 安全で良好な居住環境の実現

防災性・防犯性に優れた住環境づくりを進め、安全な居住環境の実現を目指すとともに、景観に調和する住生活の実現など、良好な居住環境の形成を目指します。

■ 主な施策メニュー

4-1 安全・安心な住生活の確保

- 防災訓練と自主防災組織への支援
- 危険コンクリートブロック塀等撤去助成事業
- 急傾斜地崩壊対策事業
- 密集市街地の方針、手法の検討
- 防犯灯設置支援事業

4-2 良好な居住環境の形成

- 市民参加のまちづくり支援事業
- 景観行政推進事業
- 都市公園整備事業

対応する課題

- ・ 安全・安心で快適な居住環境の整備
- ・ 環境への取り組み



2

重点施策

基本理念の実現に向けて、基本施策の組み合わせにより、特に重点的に進めることが望ましい3つの施策を重点施策として位置付けます。

重点1 多世代が健康に暮らす住まい・居住環境づくり

●市民が将来にわたって地域に住み続けるため、適切な人口バランスのもとに多世代が交流し、市民一人一人が安心して健康に暮らすことができる居住環境づくりに取り組みます。

重点2 官民連携による居住支援体制の構築

●市民が安心して地域に住み続けるため、住宅確保要配慮者に対する支援体制の構築に取り組みます。

重点3 分譲マンションへの支援とまちづくりへの活用

●市民が船橋市に誇りを感じて地域に住み続けるため、本市の住宅ストックの大きなウエイトを占める分譲マンションの質の向上と有効活用に取り組みます。

3

計画の実現に向けて

計画の実現に向けて、推進体制の強化を図るとともに、計画全体の進捗状況の評価を行い、施策に反映します。

推進体制

(1) 関係部局との連携

市の住宅部局と企画、福祉、都市計画、環境などの関連部門が十分に連携し施策を推進します。

(2) 市民及び市民団体等との連携

市民や市民団体が主体的に地域の安全性の向上や良好な住環境づくりに積極的に取り組むことができるよう、情報提供や啓発等に努めます。

(3) 関係機関・民間団体等との連携

国及び地方公共団体の取り組みのみならず、住宅関連事業者との連携・協力体制の強化を図ります。

進捗管理

施策ごとの進捗状況を成果指標により管理するとともに、計画全体の進捗状況を目標達成指標で評価を行い、施策に反映します。なお、国・県と同様に、5年後を目安に検証するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

船橋市住生活基本計画【概要版】

平成28年3月

編集・発行 船橋市建設局建築部住宅政策課

〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25 TEL 047-436-2712

※計画本文は、ホームページ上からダウンロードできます (<http://www.city.funabashi.lg.jp>)